

事件番号 平成27年(ワ)第1680号 損害賠償等請求事件
原告 戸田 久和
被告 福田英彦
亀井 淳
井上まり子
豊北裕子

準備書面 1

2015 (平成27) 年5月15日(金)

大阪地方裁判所民事第9部合議係 御中

原告

戸田 久和 (とだ ひさよし)

4/17 第1回口頭弁論で裁判官から原告に出された質問への回答、および被告らが出してきた4月10日付け「答弁書」(原告受領は4/14)に対する反論として、以下のとおり主張する。(※ なお本書面では「自治会ハンドブック」を「自治会HB」と略する場合があります)

=====

<裁判官から原告に出された質問への回答>

【 「門真民報」記事のどの部分が「名誉毀損」に該当するのか? 】

原告の名誉を毀損したのは、2014 (平成26) 年7/13 発行の「門真民報」の記事であり、**{甲第5号証①②}**、その見出しと記事全文を整理番号(1)~を付けて紹介すると以下の通りである。

↓↓↓

{大見出し} (1)戸田ひさよし議員のあきれた「公開質問状」
(2)成果「捏造疑惑」と議員団にレッテル、
(3)回答で誤りを指摘されるとダンマリ!

{記事}

4月27日付「門真民報」で、門真市が作成した「自治会ハンドブック」について、「地域によっては、自治会長が毎年変わることになっていたり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないのか等、相談を受け議会で取り上げたことが実ったものです。」と紹介しました。

(4)この記事に対し戸田ひさよし議員が、「少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない」との誤った認識で、「『門真民報のデマ記事疑惑』についての5/21公開質問状~自治会問題での『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑」とした公開質問状を党議員団宛に出しました。

(5)議員団は、この質問状に対し、一昨年(2014)の3月議会の民生常任委員会で亀井あつし議員が取り上げたことなど、一週間後の5月28日に回答しました。

(6)しかし、議員団が回答したことを自らのホームページで公表したのは6月2日で、「『話のすり替え』感が強くて腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介し、戸田の意見や分析は後で行なう事にする」とコメントしただけで、今日(7月7日現在)まで「ダンマリ」の状況です。

(7)事実関係を十分確認することなく、「捏造疑惑」と議員団にレッテルを貼り、事実を示し誤りを指摘されるとダンマリを決め込むあきれた「公開質問状」と言わざるを得ません。

{中見出し} (8)一昨年の公開質問状では、回答したことさえ公表せず
{記事}

(9)戸田議員のこのような「公開質問状」は、今回が初めてではありません。

2012年9月7日に出した、消防議会の亀井あつし副議長（当時）に関する党議員団に対する「公開質問書」については、期限の9月14日に回答したにもかかわらず、そのことを全く公表せず、福田議員の指摘でやっと公表し、公表が遅れたことをあれこれの理由をつけ謝罪しましたが、「回答内容には不満や批判もある」としながら、その後全く反論などはありませんでした。

(10)このような為にする「公開質問状」に対しても党議員団は対応してきましたが、このような経過についてお知らせするとともに、戸田議員からの公開質問に対しては、今後どのような内容であっても回答することは無いことを付言しておきます。

~~~~~

## 【 名誉毀損 1 】

{大見出し} (1)戸田ひさよし議員のあきれた「公開質問状」

- (2)成果「捏造疑惑」と議員団にレッテル、
- (3)回答で誤りを指摘されるとダンマリ！

1：<(2)成果「捏造疑惑」と議員団にレッテル>という書き方は、明らかに {原告が被告らに事実と反する決めつけ＝「レッテル貼り」を行なった} という意味を読み手に与えるものである。

しかし被告らは「門真民報」の2014（平成26）年4/27号の「自治会ハンドブック発行」記事において実際に「成果捏造」を行っていたのであり、この事は原告が「5/21 公開質問状」{甲第3号証}を発した当時、原告には容易に推定出来るものであり、

かつ後の市の詳細な調査による市の同年の「9/2 回答」{甲第7号証}

および9月議会の「9/26 本会議一般質問答弁」{甲第8号証}で、

「自治会ハンドブック発行は共産党議員の質問とは関係ない」との事実が確定した事によって、原告の疑惑指摘の正しさが確定したものである。

つまり、<(2)成果「捏造疑惑」と議員団にレッテル>という書き方は、正当な疑惑指摘をした原告に対して「事実と反する虚偽のレッテル貼り」をしたかのように描き上げて、事実と反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

2：<(3)回答で誤りを指摘されるとダンマリ！>という書き方も、事実と反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

A：そもそも原告には何ら「誤り」が存在しないのだから、被告らから「誤りを指摘される」事自体があり得ない。

原告の「5/21 公開質問状」{甲第3号証}では、「原告の記憶と市当局に聞いたところでは」、という前提条件を付けた上で、「少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない」、という推定を述べ、

Q1：「共産党議員が自治会問題を議会で取り上げていた」というのは、いったい何年の何月議会か？

そこでの質疑質問と答弁の実態はどういうものだったのか？

と質問しているのであり、被告が「自治会問題を議会で取り上げていた事実」を示すな

らば、「ああそうでしたか」、と言うだけの話でしかない。

従って、被告らの

「原告は『少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない』との誤った認識で公開質問状を出してきた」、

という書き方自体が歪曲であり、被告らが「5/28 回答」{甲第 4 号証}において「2012（平成 24）年 3 月議会の民生常任委員会で亀井あつし議員が自治会問題で質問した」と回答した事をもって「原告の誤りを指摘した」というのは詭弁でしかない。

B：被告らは、問題の本質が「被告らは自治会 H B 発行の契機になる質問をしたのか否か」であるのに、それを「自治会問題に関わる被告らの質問があったか否か」にすり替え、「原告は被告らは自治会問題に関わる質問をしてないと決めつけている」と、原告の「5/21 質問」趣旨を歪曲した上で、「実際には被告は自治会問題に関わる質問をしているのだから、原告の指摘はウソの『レッテル貼り』をしたものだ」、という詭弁を弄している。

C：実際には、被告は「5/28 回答」{甲第 4 号証}において、「2012 年 3 月議会民生委で亀井議員が質問した」として、質問・答弁内容を述べるのみで、「それが自治会ハンドブック発行とどう関係しているのか」については全く回答になっていない代物だった。

そして「共産党の議会活動が自治会ハンドブック発行を推進した証拠」は全く示さず、「共産党が自治会の自主的な活動を支援していく方策について求めてきた事が自治会ハンドブックにつながった」、という何ら具体性のない抽象論で逃げたものに過ぎなかった。

D：「ダンマリ（する）」という言い方は、「その主体が他から論破されたりウソを指摘されたりして言い返せなくなってしまった」、という事を読み手に与える表現である。

<(3)回答で誤りを指摘されるとダンマリ！>という書き方は、「原告はその誤りを被告らから指摘されてしまうと、反論出来なくなってしまったから『ダンマリ』してしまった」、と読み手に与える表現である。

E：しかし本件では、原告には何ら「誤り」が存在しないのだから、被告らから「誤りを指摘されたから『ダンマリ』した」、という事自体があり得ない。

F：そもそも「(原告からの) 質問とそれへの (被告らの) 回答」という事で、事案としては終結している。

(原告が「5/31 までに」と期限を切ったのに、6/2(月)になってもメールも FAX も無いので、共産党控え室に問い合わせたところ、「5/28(水)にメールで送っている」とのことで、メールトラブルのために受信出来なかったらしく、再度送信してもらい、それを 6/2 に掲示板で紹介した。) {甲第 13 号証}

「回答」を受けた側が新たに何か表明しなかった事それ自体を、「ダンマリした」と責められるいわれはない。

回答を受けた側の「その後の反応無し」とか、「疑問提示したまま詳しい事を言わずに放置」という対応に不満があるならば、被告らが「この回答への考えを表明せよ」とまずは求めるべきであって、そういう記載も要求も全くせずに、回答後 45 日も経ってからいきなり「回答で誤りを指摘されるとダンマリ！」という非難を投げつけるのは本末転倒で卑劣な行為である。

G：原告は、被告らの「5/28 回答」{甲第 4 号証}を読んで、かつ過去数年来の被告ら議

員団の原告への不誠実対応の体験（後述）とも照らし合わせて、「被告らとは事実に基づいた誠実な論議が成立しない」という判断と、「被告らの詭弁を粉碎するためには議会質問と自治会ハンドブックとの関係について、綿密な事実調査をした上で実証的に論じる事が必要だ」という「2つの判断」を行なうに至って、被告らへの新たな文書発送をしばらくしなかつただけに過ぎない。

原告は「やっぱり成果捏造だった」とほぼ断定して間違いはない、と判断出来たから「門真民報のデマ記事疑惑」というHP表現を変える事をせず、被告らへの批判態度の表明を継続しており、それを全く逆に「過ちを指摘されて反論できないのでダンマリし続けている」かのように描き上げるのは、「事実に反する誹謗中傷」である。

H：実際、原告はその後真相究明のための綿密な作戦を立て、市に過去15年間に渡る詳細な調査を行わせて、被告らの活動は自治会ハンドブック発行と何ら関係なかった事を立証し、被告らが「門真民報」2014（平成26）年4/27号記事【**甲第2号証①②**】で「自治会HB発行は共産党議員団が議会で取り上げていたことが実ったものだ」という、「成果捏造」の宣伝を行なった事を明白にしたのである。

I：以上の事から、<(3)回答で誤りを指摘されるとダンマリ！>という書き方は、事実に反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである事が明らかである。

また、それを28ポイントほどもある大きな特大ゴシックで3行に渡って門真民報のオモテ紙面に書き連ねる表現方法は、違法な名誉毀損の度合いを大きくするものである。

3：以上のように、原告の出した公開質問状は「あきれた「公開質問状」と言われる理由が全く無く、むしろ被告らの議会活動が自治会HB発行とは何の関係も無いことを浮き彫りにした「優れた公開質問状」と認識されてよいものであるから、<(1)戸田ひさよし議員のあきれた「公開質問状」>という書き方も、事実に反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

## 【 名誉毀損 2 】

{記事}

(4)この記事に対し戸田ひさよし議員が、「少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない」との誤った認識で、「『門真民報のデマ記事疑惑』についての5/21公開質問状～自治会問題での『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑」とした公開質問状を党議員団宛に出しました。

1：原告は<「少なくともここ数年、共産党が自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない」との誤った認識>を確定的に持っていたものでなく、当時の記憶と市の調査結果による推測を持っていて、「事実はどうなのか」を被告らに問い質したに過ぎない。

それは、もしも被告らが自治会問題を議会で取り上げた事が一度もなければ、ほかの要素を一切考慮する事無く、被告らの「自治会HB発行は自分たちの議会活動の中で実ったもの」という報道が「成果捏造」だと直ちに断定出来る事になるからである。

逆に、被告らが自治会問題を議会で取り上げた事があったのならば、今度はそれが「自治会HB」発行と関係があるものか否かの吟味に進んでいく事になる。

2：しかるにこの文章は、原告の「5/21 公開質問状」{甲第3号証}が、「被告らは自治会H B発行の契機になる質問をしているのか否か」問うために発せられた、という事実・本質を隠蔽して、あたかも「被告らが自治会問題を議会で取り上げた事があったのか否か」が最重要問題であったかのように、歪曲しているのである。

3：これは、原告を「被告らが自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない」との誤った認識」を持って被告らを非難する浅はかな議員であるかのように描き上げて、事実を反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

### 【 名誉毀損 3 】

{記事}

(6)しかし、議員団が回答したことを自らのホームページで公表したのは6月2日で、「『話のすり替え』感が強くて腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介、戸田の意見や分析は後で行なう事にする」とコメントしただけで、今日（7月7日現在）まで「ダンマリ」の状況です。

1：<議員団が回答したことを自らのホームページで公表したのは6月2日で、>という書き方は、原告が都合が悪い事を隠蔽したかのような印象を読み手に与えるが、実際は、同年6/2(月)の原告HP掲示板投稿

▲「話のすり替え」感が強い共産党の5/28回答文。とりあえずそのまま全文紹介する。  
戸田 - 14/6/2(月) 13:31 -

**{甲第13号証}** に、

「5/31までに」と期限を切ったのに、本日6/2(月)になってもメールもFAXも無いので、共産党控え室に問い合わせたところ、「5/28(水)にメールで送っている」とのこと。

戸田の方では受信していないのだが、実はこういうメールトラブルは時々起きているので、今回それに遭遇したようだ。

読んでみたところ、やっぱり「話のすり替え」感が強くて腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介、戸田の意見や分析は後で行なう事にする。

(後略)

と記載した事情によるものであって、原告が非難されるいわれは無い。

しかもこの「事情」を6/2に被告らに告げて再送信を受けて同日13:31に投稿紹介しているのだから、被告らから「しかし、議員団が回答したことを自らのホームページで公表したのは6月2日で・・・」と、非難がましく言われるいわれは全く無い。

この書き方は、不可抗力的に発生した事態を、まるで原告が自分に都合の悪い事を隠蔽したかのような印象を読み手に与えて、事実を反して原告の社会的評価を低下させ、違法に原告の名誉を毀損するものである。

こういう事情を原告と6/2同時に共有していながら、7/13(福田被告ブログでは7/10)になってこのような書き方をする被告らの卑劣さが透けて見えるばかりである。

2：<・・・とコメントしただけで、今日（7月7日現在）まで「ダンマリ」の状況です。>という書き方が事実を反して原告の社会的評価を低下させ、違法に原告の名誉を毀損するものである事は、【 名誉毀損 1 】で指摘した通り。

3：よって、< {記事} (6)しかし、議員団が回答したことを自らのホームページで公表した

のは6月2日で、『話のすり替え』感が強くて腑に落ちないのだが、とりあえずそのまま紹介し、戸田の意見や分析は後で行なう事にするとコメントしただけで、今日（7月7日現在）まで「ダンマリ」の状況です・・・>という書き方は、事実に対して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

#### 【 名誉毀損 4 】

{記事}

(7)事実関係を十分確認することなく、「捏造疑惑」と議員団にレッテルを貼り、事実を示し誤りを指摘されるとダンマリを決め込むあきれた「公開質問状」と言わざるを得ません。

1：<事実関係を十分確認することなく、「捏造疑惑」と議員団にレッテルを貼り>という書き方が事実に対して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである事は、【 名誉毀損 1 】と【 名誉毀損 2 】で指摘した通り。

原告が「十分に確認していなかった」のは「被告らが自治会問題を議会で質問をしていた事」に過ぎず、だからこそ質問事項に入れて被告らに確認を取ったのであって、それを非難されるいわれは無い。

重要なのは「被告らが自治会HB発行の契機になる質問をしていたか否か」であって、は、被告らの「回答」によって、「やはり疑惑通り、被告らは自治会HB発行の契機になる質問をしたと具体的な回答する事が出来なかった」＝「成果捏造報道をしていた」事がほぼ明らかになるという成果を得たのである。

2：<事実を示し誤りを指摘されるとダンマリを決め込むあきれた「公開質問状」と言わざるを得ません>という書き方も、【 名誉毀損 1 】と【 名誉毀損 3 】で指摘した通り、そもそも原告には「誤り」など無く、「ダンマリを決め込む」と否定的に評価されるいわれも、「あきれた公開質問状」と否定的に評価されるいわれも全く無いのだから、「事実に対して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するもの」である。

3：よって、< {記事} (7)事実関係を十分確認することなく・・・あきれた「公開質問状」と言わざるを得ません。>という書き方は、事実に対して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

#### 【 名誉毀損 5 】

{中見出し} (8)一昨年の公開質問状では、回答したことさえ公表せず

{記事}

(9)戸田議員のこのような「公開質問状」は、今回が初めてではありません。

2012年9月7日に出した、消防議会の亀井あつし副議長（当時）に関する党議員団に対する「公開質問書」については、期限の9月14日に回答したにもかかわらず、そのことを全く公表せず、福田議員の指摘でやっと公表し、公表が遅れたことをあれこれの理由をつけ謝罪しましたが、「回答内容には不満や批判もある」としながら、その後全く反論などはありませんでした。

1：<(8)一昨年の公開質問状>というのは、2012（平成24）年に起こった「守口市門真市消防組合議会の副議長だった門真市共産党の亀井議員（被告の1人である）による7月

消防議会音声記録の公開妨害事件」(以下「消防議会の亀井議員事件」と略す)に関わる「共産党議員団への9/7公開質問書(1)～議会公開原則と市民の知る権利の重さの認識等について」**{甲第14号証}**

および

「共産党議員団への9/7公開質問書(2)～亀井議員の消防議会副議長としての言動について」**{甲第15号証}**

である。

また、<回答>とは「共産党議員団の2012年9/14回答」**{甲第16号証}**である。

2：この事件は、亀井被告の態度が余りに酷いために「無所属」の原告のみならず、共産党以外の4会派のうち3会派議員からも憤りの声が高まって、「消防議会副議長への不信任動議提出準備」が進み、ついには「12月消防議会で亀井副議長が『自発的辞任』に追い込まれる」という、前代未聞の事態に発展した大事件だった。

**{甲第17号証}**：原告HPでの「消防議会の亀井議員問題」特集(5ページ)

**{甲第18号証}**：原告の2012(平成24)年7/15ビラ

(消防議会動画削除要求に関する抗議と説明要求)

**{甲第19号証}**：「門真市消防議員への『8/30説明会』の概要記録」

(原告から2012(平成24)年12/26消防議会全協への提出文書)

**{甲第20号証}**：原告の2012(平成24)年12/28ビラ

(よしっ！悪質共産党の亀井を副議長辞職に追い込んだ！)

しかも、それでも亀井被告の傲岸不遜が改まらないために原告と3会派議員の憤激が続き、事態は2013(平成25)年12月門真市議会で亀井被告に対する問責決議が可決される事にまで発展していった。

**{甲第21号証}**：亀井被告への問責決議～2013(平成25)年12/20門真市議会本会議で可決。

**{甲第22号証}**：亀井被告問責決議に関する議事録(亀井弁明・賛否の討論など)～門真市議会2013(平成25)年第4回定例会会議録の該当部分

つまり、悪い事をしたのは亀井被告とそれをかばった他の被告ら「門真市共産党議員団」であり、原告は被告らの悪事を弾劾して正した正義の側である。

事件の発端となった「7月消防議会の音声記録のネット公表」も、亀井被告の意向を敢然とはね除けて、一度も削除することなく、誰からも非難される事もなく、堂々と続いたのであり、亀井被告は消防議会副議長の座を退かされ、かつ門真市議会で問責決議を受けるという手痛い「お灸」を据えられたのである。

亀井被告を筆頭とした被告らの、これほど明々白々で重大な不祥事を隠蔽し、あたかも原告が悪いことをしたかのように描き上げるこういう書き方は、事実と反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものであり、断じて許されない。

3：この「消防議会の亀井議員事件」において、原告が被告からの回答のネット公表を遅らせてしまった事は、何の悪意もない心身の疲労による遅れであって、何ら強く非難されるべきものではない「些細なミス」に過ぎない。・・**{甲第13号証}**(6/2(月)の掲示板投稿)

現に回答到着後1週間目に福田被告から注意と催促をされてすぐに原告は謝罪と釈明をHP掲示板で表明しつつ回答文を公表したし、それ以降被告らがこの公表遅れについて原

告に謝罪を求めたり非難したりする事は一切無かった。

それなのに、それから1年10ヶ月も経った2014（平成26）年7/13の門真民報記事（福田被告ブログにおいては7/10記事）になって突如として、被告らの「成果捏造の正当化＝原告誹謗」の口実追加のために持ち出されてきたものである。

- 4：<(8)一昨年の公開質問状では、回答したことさえ公表せず、{記事} (9)戸田議員のこのような「公開質問状」は、今回が初めてではありません。2012年9月7日に出した、消防議会の亀井あつし副議長（当時）に関する党議員団に対する「公開質問書」については、期限の9月14日に回答したにもかかわらず、そのことを全く公表せず、福田議員の指摘でやっと公表し、公表が遅れたことをあれこれの理由をつけ謝罪しましたが>という書き方は、

亀井被告の消防議会音声記録公表の不当な削除策動や虚偽説明・それが原因となった消防議会副議長の辞職という重大な不祥事の存在を隠蔽し、この「消防議会の亀井議員事件」を「原告の回答公表遅れ事件」にすり替え矮小化し、原告が都合が悪い事を隠蔽する常習犯であるかのように宣伝する悪質なデマ攻撃である。

- 5：<「回答内容には不満や批判もある」としながら、その後全く反論などはありませんでした。>という書き方も、事実反して原告の社会的評価を低下させ、違法に原告の名誉を毀損するものである。

A：【名誉毀損1】でも指摘した事だが、そもそも「(原告からの)質問とそれへの(被告らの)回答」という事で、事案としては終結した話であり、「回答」を受けた側がそれに「反論をしなかった」からといって責められるいわれはない。

原告は被告らの「回答」を読んで、「被告らは何ら誠実な反省をしようとせず、これではまともな論議が成立しない」という判断を持ったゆえに、「被告らとの文書合戦を続けるのではなく、HPやビラでの糾弾宣伝を継続しつつ、12月消防議会で亀井被告に『副議長の座からの追放』によって鉄槌を加える作戦を本格化させた」のである。

B：そしてそれは見事に成功し、亀井被告の悪事とそれをかばい続けた被告ら共産党議員団に痛烈な打撃を与える事が出来たのである。

それはさらに2013（平成25）年12月門真市議会で亀井被告に対する問責決議が可決される事にまで発展していった。

C：このような重大な事実経過にいっさい触れずに<回答内容には不満や批判もある>としながら、その後全く反論などはありませんでした。>と書いて原告を非難するのは、善悪を逆転させ、事実反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものに他ならない。

## 【 名誉毀損 6 】

{記事}

(10)このような為にする「公開質問状」に対しても党議員団は対応してきましたが、このような経過についてお知らせするとともに、戸田議員からの公開質問に対しては、今後どのような内容であっても回答することは無いことを付言しておきます。

- 1：原告の2つの時期の「公開質問状」、すなわち

- ・ 2013（平成 25）年の「共産党議員団への 9 / 7 公開質問書（1）（2）」  
**{甲第 14 号証}** ・ **{甲第 15 号証}**
  - ・ 2014（平成 26）年の「5/21 公開質問状」 **{甲第 3 号証}**
- は、いずれも被告らによって被害を被った被害当事者として

- ・ 「消防議会の亀井議員事件」での被告らの理不尽さをバクロし糾弾する、
- ・ 被告らによる「自治会ハンドブック発行の成果捏造疑惑」をバクロし糾弾する、

という正当な目的を持ったものであり、それを<このような為にする「公開質問状」>と書き記す事は、事実反して原告を誹謗中傷して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものであり、断じて許す事が出来ない。

2 : <このような経過についてお知らせするとともに>と書いているが、被告らが実際に書いた事は、既に述べたように事実の歪曲・隠蔽・虚偽宣伝であり、事実反して原告の社会的評価を低下させ、違法に名誉を毀損するものである。

3 : <戸田議員からの公開質問に対しては、今後どのような内容であっても回答することは無いことを付言しておきます。>という主張は、被告らによる成果捏造と誹謗中傷宣伝の「被害者を一方的に問答無用で踏みつける」言語道断のハレンチ行為であり、同時にまた、「戸田という議員は、どんな質問にも回答するに値しない低劣な議員である」という印象を市民に植え付けて原告の名誉と社会的信用を違法に毀損する行為であり、断じて許す事が出来ない。

被告らの主張の本音と狙いは、「今後原告が精密な調査をした上で再質問や追求をして来るのは必至であり、そうなる事事実論議で太刀打ち出来ないから、5/28 詭弁回答のみで『問答無用』にして逃げ切ろう」、というものであるとしか思われない。

議員としてはもちろん人間としても実に卑劣で醜悪な姿勢である。

## 【 被告らの名誉毀損記事によって原告が受けた被害 】

原告は訴状において、

有権者数約 10 万 2 千人の門真市で、このように大々的になされた原告に対する誹謗中傷宣伝は、「正義派野党議員」として市民に知られてきた原告に対して著しい名誉毀損と信用失墜をもたらしたと考えざるを得ない。

2015（平成 27）年 4 月の市議選まで残り 9 ヶ月の 7 月の時期において、このような名誉毀損と信用失墜宣伝を大々的になされた事においても、原告は甚大で不当な損害を受けていると言わねばならない。

・・・・・・本件の場合、毎週何千部もの紙媒体ニュースを発行し、ウェブサイトでも日々毎週活発に報道するだけの大きな情報発信力を持つ議員集団が、・・・・・・自分らの気に入らない議員に対して問答無用・説明責任全面拒否の姿勢のままに、虚偽の誹謗中傷宣伝を仕掛けて信用失墜させ、選挙での当選を危うくする事がまかり通り、・・・・

との危惧を述べたが、原告が 5 期連続の市議選に挑んだ本年 4 月 26 日投票の門真市議会議員選挙において、原告は「全国自治体で最も進んだ反ヘイト人権施策」や「西日本有数の脱原発・脱関電施策」、「外部右翼の市政介入の封殺」、「様々な行政システムの改善」などを単

独領導してきた数々の実績を挙げてきたにも拘わらず、

参照：{甲第 23 号証}：「ヒゲ・戸田通信」37 号（2014（平成 26）年 10/30 発行）

{甲第 24 号証}：「ヒゲ・戸田通信」38 号（2015（平成 27）年 3/10 発行）

前回の 22 定数中 8 位・2126 票から大きく票を減らして 21 定数中 14 位 1449 票に後退した事で、その「危惧」が現実のものとなってしまった。

参照：{甲第 25 号証}：「ヒゲ・戸田通信」2015 年市議選報告特別号

（2015（平成 27）年 4/28 発行）

その全てが被告らの原告への誹謗中傷宣伝記事のせいではないにしろ、相当程度の悪影響＝被害を原告に与えた事は疑い得ない事実である。

また、被告らの誹謗中傷記事への対抗策を様々に取るために 7 月以降、時間労力をかなり投入せざるを得ず、その分、一般市民や支持者への集標的働きかけや通常の選挙対策を十全に行えなかった事による影響も否めない。

=====

## 【 被告らの「4/10 答弁書」に対する反論 】

1：始めに概括的に述べると、被告らが出してきた「答弁書」は虚飾に満ちた代物である。

その大部分は原告の訴状その他の裁判提出書面およびそれ以前の原告の公開的論述で論破され尽くしたものを厚顔にもまた持ち出してきたものであり、それ以外の一部は被告らが本提訴以前に主張してきたものと全く違う主張を突如として持ち出し、自分らは最初からその論を主張してきたのだから「成果捏造」はしておらず、従って原告の自分らへの非難の方が不正なのだ論述する虚偽主張である。

（・・・「自治会HB発行の契機を作った議員は誰か」という本件の根幹問題で）

さらに他の一部は、提訴以前には全く理由説明しなかった事を突如として説明し、しかもそれが全く失当な説明に過ぎない、というものである。

（・・・原告に対する被告らの「永久無制限の回答拒否宣言」について）

以下にそれを分かり易く論述していく。

2：まず概念をはっきりさせておく。

**「自治会HBの発行そのもの」がどの議員の活動成果であるのかについての意見や判断を「自治会HBの発行そのもの論」と呼ぶことにする。**

その表現にはいろいろあって、「議会で取り上げていたことが実ったものです」とか、「自分たちの働きかけの中で、自治会ハンドブックにつながったものと評価しています」とか、「自治会HBの発行契機となったのは〇〇議員の質問です」、

「〇〇議員の質問以外には自治会HB発行の契機となった議員はいません」とか、これらは全て「自治会HBの発行そのもの論」の属するものである。

**一方、「自治会HBの内容の一部に自分らの活動成果が反映された」という意見や判断を「自治会HB内容への成果反映論」と呼ぶことにする。**

「自治会ハンドブックの第3章の問い合わせ窓口の一覧表は〇〇議員の質問が実ったものと評価している」という類の論説は全て「自治会HB内容への成果反映論」に属する。

3：「自治会HBの発行そのもの論」において、「自治会HB発行は原告のみの活動成果である」、「原告のみが自治会HBの発行の契機を作った」事が絶対的事実として確定しており、

{甲第7証}：2014（平成26）年の市の原告に対する「9/2回答」

{甲第8号証}：2014（平成26）年9月議会の「9/26本会議一般質問答弁」

それに異議を唱えるものは誰もいない。

被告らといえどもそれを覆す論拠を全く提示する事が出来ない実状である。

4：被告らが「自治会HB」との関わりについて対外的に公言した言説を時系列順に並べると以下の8つになる。（福田被告ブログ記事については門真民報記事と同一なので略する）

【1：2014年（平成26年）4/27門真民報記事】{甲第2号証}

【2：2014年（平成26年）被告らの5/28「回答」】{甲第4号証}

【3：2014年（平成26年）7/13の門真民報記事】{甲第5号証} ①

【4：2014年（平成26年）9/29の原告HP掲示板への福田議員「回答」投稿】

**{甲第26号証}**：2014（平成26）年9/29の原告HP掲示板への福田被告投稿文

【5：2014年（平成26年）11/23の門真民報記事】

＜「自治会ハンドブック」発行に関する経過について 党市会議員団の見解＞

{甲第11号証} ①

【6：2014年（平成26年）12/16福田問責での福田弁明】

**{甲第27号証}**：福田被告問責決議に関する議事録（福田弁明・亀井反対討論など）  
～門真市議会2014（平成26）年第4回定例会会議録の該当部分  
の福田被告の「弁明」部分。（会議記録P179下段～P181）

【7：2014年（平成26年）12/16福田問責での亀井の反対討論】

**{甲第27号証}**：福田被告問責決議に関する議事録（福田弁明・亀井反対討論など）  
～門真市議会2014（平成26）年第4回定例会会議録の該当部分  
の亀井被告の「反対討論」部分。（会議記録P182～P186最上段）

【8：2015年（平成27年）4/10答弁書で主張を一変！】（被告らの4/10答弁書）

このうち原告提訴以前の【1】～【7】は全て「自治会HBの発行そのもの論」であり、「被告らの活動が自治会HBの発行そのものにつながった・つながっている」という主張である。

ところが被告らは、【8】（4/10答弁書）において、今度は突如として「自治会HB内容への成果反映論」を主張し始めたのである。

それも「自分たちは当初から一貫して、自治会HBの内容に自分らの活動成果が反映していると報道し、その見解を述べてきただけだ」という、明らかに虚偽の事実経過主張を伴ってである。

被告らは「自治会HB」問題について2014年（平成26年）12/16の門真市議会での福田被告問責決議採択以降は対外的発言を全くせず、原告から提訴されても、提訴されたこと自体も、それへの論評も全く報道せず「ダンマリを続けた」、本年2/23に提訴されて3月冒頭頃に原告訴状を受け取って1ヶ月以上もしてからやっと「4/10答弁書」の形で見解表明したのだが、それがこれまでの事実経過を虚偽で置き換えた代物だったというところに、被告らの確信犯的な不誠実さ、論理的整合性の無さが如実に現れている。

5：次に被告らの【1】～【7】の主張や事実認定が全て「自治会HBの発行そのもの論」に立って「被告らの活動が自治会HBの発行そのものにつながった・つながっている」という主張や事実認定である事を指摘していく。

【1：2014年（平成26年）4/27 門真民報記事】{甲第2号証}

自治会ハンドブックの表紙画像を大きく紹介しながら「自治会ハンドブック作成される」という見出しを付け、

**<26年度版自治会ハンドブックが市民部地域活動課によって作成されました。>**

と切り出して<第1章から第4章の概要>を紹介し、

<自治会活動は地域にとって大切な活動です。

地域によっては、自治会長が毎年変わることになっていたり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないのか等、相談を受け、議会で取り上げていたことが実ったものです。

これからも、地域のみなさんの声を受け、市政に活かしていきます。>

と結ぶ文章は、誰が読んでも被告らの活動（相談受けや議会活動）が「自治会HBの発行そのものにつながった」と事実認定しているものである。

これを読んで「自治会HBの第3章の自治会活動関連の問い合わせ窓口の一覧表や住民活動補助制度のことや各種補助金内容などが記載されている部分だけが被告らの活動成果だ」と読みとる者は誰もいない。

【2：2014年（平成26年）被告らの5/28「回答」】{甲第4号証}

「共産党議員が自治会ハンドブック発行を推進した」と言うのであれば、どういう証拠があるのか？ 質問文章や要請文書またはビラ類、HP文書などの証拠文書を具体的に示されたい。

という原告の質問「Q2」に対して被告らは

A2：A1の通りです。

と回答しており、その「A1」とは、

**「2012年3月12日 民生常任委員会で亀井議員が取り上げています。」**

というものであり、亀井被告の質問と市の回答を紹介し、市が

**「自治会活動関連の相談窓口について、庁内で担当事務内容や連絡先等を調査し、一覧表の作成を行っているところであり、今後は自治会に配付を行いたいと考えております。」**

と答弁した事をもって、「共産党議員が自治会ハンドブック発行を推進した証拠」だとしているのである。

また、原告の「Q3」に対する回答「A3」の中で、

以上のように、わが党は、立場の違いを超えて、自治会の自主的な活動を支援していく方策について求めてきました。

このような働きかけの中で、自治会ハンドブックにつながったものと評価しています。

と明言しており、「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定しているのは明らかである。

【3：2014年（平成26年）7/13の門真民報記事】{甲第5号証} ①

冒頭で、

4月27日付「門真民報」で、門真市が作成した「自治会ハンドブック」について、「地域によっては、自治会長が毎年変わることになっていたり、2年ごとであったりバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないのか等、相談を受け議会で取り上げたことが実ったものです。」と紹介しました。

と記述しており、「自治会HB」の発行についてはそれ以外の観点での記述は無いから、「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定しているのは明らかだ。

【4：2014年（平成26年）9/29の原告HP掲示板への福田議員「回答」投稿】

**{甲第26号証}**：2014（平成26）年9/29の原告HP掲示板への福田被告投稿文

そもそも党議員団の自治会に対する基本的な立場ですが、自治会活動については、地域によって温度差や運営面で様々な課題があることは認識しています。

その課題解決の方向について、自治会への支援について亀井議員を中心に市民要望もあり、議会質問や担当部署との折衝を重ねてきたところです。

と述べた上で、

こうした取り組みが、「自治会ハンドブック」の発行につながった  
という事を「(被告ら)議員団としての評価」である、とし、

そういう(被告らの取り組みが、「自治会ハンドブック」の発行につながったという)  
「被告ら自身の評価」について、

「地域によっては、自治会長が毎年変わることになっていたり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないのか等、相談を受け議会で取り上げたことが実ったものです。」

と4月27日付の「門真民報」掲載したところです。

と明言しているのである。これも完全に「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定しているのは明らかだ。

【5：2014年（平成26年）11/23の門真民報記事】{甲第11号証} ①

<「自治会ハンドブック」発行に関する経過について 党市会議員団の見解>と題し、亀井被告の2012（平成24）年3月議会の民生常任委員会質問に触れて、

議会質問で、直接「自治会ハンドブック」の策定ということでの質問は行っていませんでしたが、党議員団としてこのような働きかけの中で、自治会ハンドブックの策定につながったものと評価し、4月27日付の門真民報記事の掲載に至ったもので、「虚偽宣伝」との評価を受けるものではありません。

と明言しているのである。これも完全に「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定しているのは明らかである。

【6：2014年（平成26年）12/16福田問責での福田弁明】

**{甲第27号証}**：福田被告問責決議に関する議事録（福田弁明・亀井反対討論など）  
～門真市議会2014（平成26）年第4回定例会会議録の該当部分  
の福田被告の「弁明」部分。（会議記録P179下段～P181）

この問題については、4月の「門真民報」に対して、会派代表者会議で、自治会ハンドブックは共産党の議会質問で作成されたという誤った事実を市民に知らせるものではないか

との問題提起がありましたので、この問題については11月23日の「門真民報」で共産党議員団の見解という形で掲載をいたしました。

その中では、自治会への支援について、

**亀井淳議員が12年3月議会民生常任委員会で取り上げたこと、**

**その他のことなども事実経過を説明し、**

**そしてこの経過の中で自治会ハンドブックが作成されたという共産党議員団の評価だ**ということも改めて説明をしています。

と明言しているのである。これも完全に「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定しているのは明らかである。

【7：2014年（平成26年）12/16 福田問責での亀井の反対討論】

**{甲第27号証}**：福田被告問責決議に関する議事録（福田弁明・亀井反対討論など）  
～門真市議会2014（平成26）年第4回定例会会議録の該当部分  
の亀井被告の「反対討論」部分。（会議記録P182～P186 最上段）

5月21日公開質問状、自治会問題での共産党の議会活動の成果捏造疑惑についての回答でも示したように、同記事（4/27 門真民報記事）は、2012年3月12日の民生常任委員会で私亀井淳が取り上げた事実に基づいて記事にしたものであり、**戸田議員と評価が違うだけの話であります**

と居直った上で、「もう少し経緯について詳しく説明させていただきます。」として「経過説明」を行ない、

**このような働きかけの中で、自治会ハンドブックにつながったものとして評価したものです。**

と述べている。

これも完全に「自治会HBの発行そのもの論」に立って被告らの成果だと認定している事が明らかである。

なお亀井被告は他に同年6月議会でも自治会への支援拡大を求める自分の一般質問に対して、市が

平成24年3月議会の民生常任委員会での亀井議員からの質疑もあり、市の問い合わせ窓口の一覧表を作成しましたが、さらに自治会活動を活性化させる観点から、ことしの2月号広報から3回にわたり自治会活動の紹介を行い、4月には自治会ハンドブックを作成し、広く市民の皆様にも自治会活動全般を知っていただける取り組みをいたしたところでございます、

と答弁があったことを何かしら意味があるかのように匂わせて紹介しているが、ここで市が「自治会HB発行」に触れたのは市の取り組みの一環として紹介したに過ぎず、被告らの活動成果としての紹介では全くない。

事実、その後の同年9月議会でも市は「自治会ハンドブック発行の契機となったのは戸田議員の質問のみであり、ほかに発行契機となった議員質問は存在しない」、と明言している**{甲第8号証}** のだから、亀井被告のこの発言には何の意味も無い。

ほかに亀井被告は、

戸田議員を初め、提出者の皆さんは、自治会ハンドブックという名称についてとてもこだわっておられますが、市民にとって名称は何でもええんです。



を報道しているだけであり、

自治会ハンドブックの発行自体が共産党議員団が議会で取り上げたことの成果であるなどと宣伝しているものではないし、「成果捏造」などと誹謗中傷される内容でもない。

(原告指摘)「門真民報 4 月 27 日号報道は・・・自治会ハンドブックの発行自体が共産党議員団が議会で取り上げたことの成果であるなどと宣伝しているものではない」、という記述は事実と全く反している。

2 自治会ハンドブック発行に至る経緯について

(3) このように、門真民報 4 月 27 日号は、特に、自治会ハンドブックの第 3 章の問い合わせ窓口の一覧表について、被告亀井の質問が実ったという評価を述べているに過ぎない。

原告が主張するような、「共産党議員の質問の成果として、自治会ハンドブックが作成された」とか「共産党議員が自治会ハンドブック発行を推進した」などと主張するものではない。

(原告指摘) ◆被告の従来主張から「コペルニクス的転換」をした主張だと言わざるを得ない!

これは従来主張と全く違う事を「事実経過」として虚偽主張するものに他ならない。

また、被告らは「答弁書」に付随する「乙 2 号証」として、

「自治会活動関連の問い合わせ窓口について」とする一覧表を提出し、「立証趣旨」の欄に

平成 24 年 3 月 12 日、被告亀井が市議会で質問したことにより門真市が作成した問い合わせ窓口の一覧表。

内容が不十分なため、被告亀井が一層の充実を求めていたところ、自治会ハンドブックの第 3 章に掲載されていること。

このことを被告亀井は「相談を受け議会で取り上げてきたことが実ったものです」と評価した。

と記載して、ここでも

門真民報 4 月 27 日号は、特に、自治会ハンドブックの第 3 章の問い合わせ窓口の一覧表について、被告亀井の質問が実ったという評価を述べているに過ぎない。

という虚偽主張を補強しようとしているが、実に見苦しいとあがきだと言わねばならない。

7：そもそもは、被告らが 4/27 門真民報記事について原告から疑惑指摘された時に、素直に誤りを認めて、

「自治会ハンドブックの第 3 章の問い合わせ窓口の一覧表について、共産党議員の質問が実ったもの、という評価を書くべきところを、筆が滑って誤解を与える書き方になってしまった。

次の門真民報で訂正記事を載せるので了承して欲しい」という対応を取れば、何もトラブルは起こらなかった話である。

その事は原告も訴状の 3 ページ中段で

それでも、被告ら＝共産党議員団が「筆のいき過ぎ」を認めて「訂正・補足の記事」を出してくれればそれでよし、との考えを持っていたが、被告らが行なった事は「7/13 門真民報記事」を出して、原告を逆にウソつき呼ばわりして誹謗中傷する事だった。

そういう間違った対応を改めてもらおうと思って、原告は詳細な事実調査もした上で、被告らに対して再三再四、事実を突きつけながら「7/13 門真民報記事」の撤回と謝罪を求め続けてきた。

と書いているところである。

しかし被告らはかたくなに民報記事の誤りを認めず、原告の疑惑指摘を「被告らが自治会問題について議会質問したか否か」にすり替え、「原告の誤り」をデッチ上げ、さらに「誤りを指摘されてダンマリの戸田議員」として描き上げて事実を反して原告の社会的評価を低下させ違法に原告の名誉を毀損する事を繰り返し行なったのである。

2014（平成 26 年）中は【2】～【7】の主張や事実認定で原告を名誉毀損し、2015（平成 27）年に入って原告に賠償請求提訴されると今度は【8】の主張や事実認定で、

原告が自治会ハンドブックを作成発行する契機を作ったことは認める。

原告が自治会の民主化・適正化問題を議会で取り上げる努力を払ってきた議員であること、その努力が実ったものとして自治会ハンドブックが発行されたことは認め、とはしたものの、それ以外の部分では全て原告が非難されて当然の事をしたかのように描き上げ、やはり事実を反して原告の社会的評価を低下させ違法に原告の名誉を毀損しているのであり、その悪質さは許し難いものがある。

8：被告らが従来主張から一転して「自治会HB内容への成果反映論」に立って、「自分らは当初から自治会HBの内容の一部に自分らの活動成果が反映されたという意見や判断をしてきたのだ」、という虚偽主張をするようになったのは、「自治会HB発行の契機となったのは唯一原告の議会質問だけである」という「事実の圧倒的重み」を痛感し、従来主張のまま（【1】～【7】）では裁判で正しく事実認定されて、原告への名誉毀損が認められて十分らが敗訴してしまう、という強烈な危機感に駆られたからであるとしか思えない。

（正確に言えば、被告ら自身にはそういう論理的思考能力があるとは思えないので～それがあれば元々こういうトラブルにはなっていないなだろう～担当弁護士が頭を悩ませた結果、こういう「コペルニクス的転換」を図るしか敗訴を免れ得ない、と裁判方針を決めたのであろうと推測される。）

しかしこのような「2枚舌作戦」は許されるものではない。

9：被告らと門真民報記事の責任関係について、

被告ら答弁書の「第2 請求の原因に対する認否 2 請求の原因2項について」の(2)で、

被告らが「門真民報 市会ニュース」を発行しているということ、  
について「強く否認する。」と述べている

しかしこれは、単なる形式論で被告らの責任を逃れを図るものに過ぎない。

以下に「被告らが門真民報記事に全面的に責任を負うべき事」を論証する。

1) 門真民報は毎週発行され、「赤旗日曜版」に挟み込まれて土曜日か日曜日に定期購読者に

配布されているが（原告もその定期購読者である）、その前に毎週金曜日朝に被告らが門真市内の各駅頭で配布するのが慣例となっている。

それを実現するためには門真民報は毎週木曜日には印刷を完成し、被告らのもとに届けられていなければならない。

そのために、被告ら共産党議員達は記事原稿を分担して水曜日中に作成してパソコンで紙面作成する事を基本としているはずである。

そしてパソコンでの紙面作成作業は市役所内の共産党議員団控え室で行なわれて来た。

実際、原告は 2000（平成 12）年前後やその後何回も、共産党議員団の控え室で共産党議員が門真民報紙面作成でパソコンに向かって作業しているところを見ている。

2) このようなタイムスケジュールに毎週追われている以上、門真市共産党議員団が、自身の控え室とは別の所にある「日本共産党門真市委員会」に原稿案を持ち込んで編集協議をしたり、いちいちチェック決済を受けて紙面を作っているはずがなく、全て共産党議員団の裁量判断で紙面作成するのを基本としているはずである。

3) 本件だけでなく、門真民報記事が議運で問題にされる事は過去何度も起こっている（原告の記憶と推測では 5 年前後に一度くらいはあるように感じる）が、その時に共産党議員が「記事の責任は共産党門真市委員会にあるので、そこの協議をした上でないに対応できない」とした事は一度もなく、全て「門真市共産党議員団の責任において対処」してきたものである。

4) 今般、**{甲第 28 号証}**：門真民報の 2014（平成 26）年 1 月から 12 月末までの 1 年分コピー

を提出したが、それを見てもらえば分かる通り、門真民報記事の 99.9%は共産党議員の名前が出てきて「何かへの参加、議会活動、市民相談、視察活動」等々が報じられるものであり、そういう事がない記事は共産党国会議員の挨拶記事など極々少数でしかない。

つまり、「門真民報というのは、門真市の共産党議員の活動や訴え、考え方を報道するための宣伝媒体である」と言って過言ではないのである。

そして記事の中に「日本共産党門真市委員会だけの活動や訴えとして、共産党議員の名前が登場せずに報じられる記事」は皆無である。

（被告らが「それは違う」と言うのであれば、この 1 年分の門真民報において、それがどこどこにあるのか、ぜひ指摘して欲しいものだ）

5) そもそも、門真市共産党議員以外の「共産党門真市委員会」とは誰と誰なのか？

被告ら共産党議員達が「共産党門真市委員会」の有力メンバーに入っている事は状況証拠的に間違いはないはずである。

そもそも「日本共産党門真市委員会」については、誰と誰がメンバーなのか、委員長や副委員長は誰なのか、どういう役職があって、何人で構成しているのか、一般の部外者に公表された事が無い。

いくら長年門真市の議員を務めている者でも、市職員を長年やっている者でも、それを知っている者はいないはずである。

被告ら自身、それをただの一度も公表した事がないはずである。

つまり、共産党の部外者にとっては「日本共産党門真市委員会」とは全く見えない存在であり、その代わりに「門真市共産党議員団」が「門真市の共産党の代表達」と見なされているし、共産党議員団自身もそのようなものとして市民や他の議員達に接して来ているのが実状である。

6) 従って、門真民報記事に誤りがあれば、被告ら共産党議員団が全的に責任を持って対処するのが当然である。

**10: <「ダンマリした」という記述は「論評をしたもの」であり、原告のことを「ウソツキ」呼ばわりしたり、誹謗中傷するものでもない。>という記述について**

被告答弁書は「3 請求の原因3項について」において、  
本件記事は、  
原告の公開質問状に対して被告らが回答したところ、  
それまで「成果捏造」「デマ記事疑惑」などと罵っていた原告が沈黙を続けるに至ったことから、「ダンマリした」という論評をしたものであり、  
原告のことを「ウソツキ」呼ばわりしたり、誹謗中傷するものでもない。

と述べるが、これが失当である事は、本準備書面の中の【名誉毀損1】、【名誉毀損3】、【名誉毀損4】で詳述している通りである。

**11: 「市当局の答弁は被告亀井の質問が自治会ハンドブックと何の関係もないのかについては直接答弁していない。」という詭弁について**

被告答弁書は「6 請求の原因5項（5項が重複、訴状3項の5項）について」において、  
(1) 門真市当局の答弁は、  
自治会ハンドブックの発行の契機となったのが原告の質問であることを答弁しているだけで、  
被告亀井淳（以下、「被告亀井」という）の質問が自治会ハンドブックと何の関係もないのかについては直接答弁していない。

これは「子供だまし以下の詭弁」でしかなく笑止である。

市は「自治会ハンドブック発行の契機となったのは戸田議員の質問だけ」、  
「戸田議員以外にハンドブック発行の契機となった議員質問はない」と明言しているのだから、

これすなわち「亀井淳議員の質問は自治会ハンドブック発行と何の関係も無い」と明言している事と同じである。

**12: <自治会ハンドブックの発行が「共産党議員が議会で取り上げていたことで実ったものだ」と主張しているものではない。>という虚偽主張について**

被告答弁書は「6 請求の原因5項（5項が重複、訴状3項の5項）について」において、  
(2) 同項2段落目は否認ないし争う。  
門真民報4月27日号（甲2の1）の記事は、  
自治会ハンドブックの発行が「共産党議員が議会で取り上げていたことで実ったものだ」と主張しているものではない。

と主張しているが、これが失当である事は、本準備書面の中の【被告らの「4/10 答弁書」に対する反論】の2：～5：で詳述している通りである。

**13：＜共産党議員団が自治会の民主化・適正化問題に背を向けてきたとする点＞、＜共産党議員団が自治会ハンドブックの発行の契機を作ったかのような成果捏造宣伝をした＞ということについて**

被告答弁書は「7 請求の原因6項について」において、

(1)

共産党議員団が自治会の民主化・適正化問題に背を向けてきたとする点、  
共産党議員団が自治会ハンドブックの発行の契機を作ったかのような成果捏造宣伝をしたということ

は否認し、

と主張しているが、

「共産党議員団が自治会の民主化・適正化問題に背を向けてきた」事は、「過去15年間の議会質問を調べた市の調査結果に基づく9/2回答や9/216本会議答弁」{甲第7号証}および{甲第8号7証}で明らかだし、被告ら自身、それを否定するだけの具体事実を何ら提示しない以上、明らかである。

何よりも、共産党議員団を1999年初当選以来16年間渡って近くで見ている原告自身の認識を覆すことは被告人らには出来ない。

「共産党議員団が自治会ハンドブックの発行の契機を作ったかのような成果捏造宣伝をしたということ」については、本準備書面の中の【被告らの「4/10 答弁書」に対する反論】の2：～5：で詳述している通りである。

**14：＜被告らは本件記事で原告をウソつき呼ばわりして誹謗中傷してはいない＞という虚偽主張について**

被告答弁書は「7 請求の原因6項について」などにおいて、

被告らが本件記事において、原告をウソつき呼ばわりして誹謗中傷したという点は否認する。

と述べているが、被告らは原告が被告らの「成果捏造疑惑」を正当に捉えて批判指摘した事に対して、逆に「原告が誤った認識を持っていた」、「その誤りを指摘されてもダンマリするだけだった」と非難宣伝しているのだから、これはまさに原告をウソつき呼ばわりして誹謗中傷した以外の何者でもない。

この点は本準備書面の中の【名誉毀損1】、【名誉毀損3】、【名誉毀損4】などで詳述している通りである。

**15：原告に対する「永久無制限の回答拒否宣言」を「見解の表明」、「表現の自由として認められるべき事柄」と居直っている事について**

被告答弁書は「第3 被告らの主張 1 名誉毀損行為について」において、  
(4) (3)について

このように、同言辭は、被告らの見解の表明であり、被告らの表現の自由として認められるべき事柄である。

と言っているが、実に愚かしくも恐ろしい非常識である。

このような議員たる者に対する「永久無制限の回答拒否宣言」は、門真市議会50年史上はもちろん日本の議会史上、全国のどんな最低最悪の議員でもやった事がない愚挙である。

これは、被告らによる成果捏造と誹謗中傷宣伝の「被害者を一方的に問答無用で踏みつける」言語道断のハレンチ行為であり、同時にまた、「原告議員は、どんな質問にも回答するに値しない低劣な議員である」という印象を市民に植え付けて原告の名誉と社会的信用を毀損する行為である。

また、その本音と狙いは、「今後原告が精密な調査をした上で再質問や追求をして来るのは必至であり、そうなると事実論議で太刀打ち出来ないから、5/28 詭弁回答のみで『問答無用』にして逃げ切ろう」、というものであるとしか思われない。

議員としてはもちろん人間としても実に卑劣で醜悪な姿勢である。

## 16：被告らハレンチな「言論の自由」論について、

被告答弁書は「3 本件記事及びブログは、原告の名誉を毀損しない」において、  
(2) 原告は、その後も、被告らに対し、「ウソ宣伝」「重大なデマ」「破廉恥行為」「成果捏造の疑念」「詭弁」「誹謗中傷」「虚構」「成果捏造」「とんでもないハレンチ行為」「驚くべきハレンチ行為」「言語道断のハレンチ行為」などという悪罵を、ブログ等で拡散し続けている。

さらには、原告は、被告らに対し、「何ら反論も謝罪もせず、「ダンマリ」したままである」など、本件記事と同じく、被告らの行為を「ダンマリ」と批判し続けているのである。

**被告らは、そのことを、品位に欠けるかどうかは別にして、名誉毀損が成立するなどと主張しない。**

言論の府である地方議会における議員活動という公共の利害に関する事実については、自由に批判的意見や論評が行えることが、表現の自由として十分に尊重されるべきである。

時には攻撃的で激しい表現が用いられたからといって、表現の社会的相当性が欠けるものでもない。

**議員活動に関する真剣な論争において、自らの主張をわかりやすく市民に訴えるためには、多少の攻撃的表現があったとしても名誉毀損として賠償責任が問われるようなことがあってはならない。**

などと述べているが、「己の実態を省みないハレンチな愚論」と言う他ない。

要は、「我々は原告からの批判非難に対して文句を付けたり裁判提訴したりしていないの

だから、お前もおとなしくしておけ」、という事だが、被告らが原告に対して「ダンマリし続けている」のは、原告の批判指摘が正当で反論不能になってしまったからだし、原告を提訴出来ないのは原告の言論が被告ら公人への名誉毀損ではないから提訴出来ないに過ぎ

ない。

そもそも「言論の自由」とは、お互いが対等に言論を発し、それをそれぞれが受け止めて論議を交わし合う事であり、相手の言論を封殺したり、「お前に対しては私にどんな質問をしてきても絶対に何も回答しないぞ！」と宣言したりする事の対極に存在するものである。

議員という公職者でありながら、自分の公的言動についての質問に対していっさい永久に回答拒否する、と公言する被告らの全国前代未聞のハレンチさには、まことに憤慨に堪えない。

~~~~~

裁判官におかれては、被告らの異様な対応を厳格に吟味し、原告と被告の法廷尋問を実施される事を切望します。

以上。